



埼玉県報

号外第27号
令和元年(2019年)
10月30日
水曜日

目次

告示

- 患畜等の届出の公示（畜産安全課）
- 豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示（畜産安全課）

告示

埼玉県告示第六百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

豚 豚コレラ	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	八百六十 五頭	発生場所又は 区域	本庄市	発生年月日	令和元年十月 三十日	処置	殺処分
-----------	----------------	-----------------	------------	------------	--------------	-----	-------	---------------	----	-----

告 示

埼玉県告示第六百十六号

豚コレラのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する。

令和元年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 禁止し、又は制限する家畜等
豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品
- 二 禁止し、又は制限する期間
令和元年十月三十日から当分の間
- 三 禁止し、又は制限する区域
- イ 移動を禁止する区域
令和元年十月三十日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場（ロにおいて単に「農場」という。）を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域
- ロ 区域外への移動又は移出を制限する区域
農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域